

【令和5年3月13日更新】新型コロナウイルス感染症に関する当館の対応について

亀山市文化会館・中央コミュニティセンターでは、一定の条件を付けて貸館を行っています。施設のご利用については、次の条件についてご理解ご協力いただける方のみとなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今後の状況に応じ、条件を変更したり、貸館が休止となる場合がありますので、ご了承ください。

記

(1) 利用条件

期間	条件
令和5年3月13日 ～ 当面の間	・(3)の感染防止策を講じるもの

(2) 施設の収容人数の上限

[イベント開催時のチェックリストはこちら](#)

収容率（新型コロナウイルス感染症「三重県指針 別冊」のとおり
100%
収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

※緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の出ている都道府県に限り、県外の利用者（主催者・参加者）には、イベントの自粛もしくは延期協力をお願いする。

ただし、4回目のワクチン接種から14日以上経過している場合または検査の結果が陰性（PCR検査等の場合は検体採取より3日以内、抗原定性検査の場合は検査日より1日以内）の場合は除く。

(3) 開催する場合の感染防止対策

次の項目など取りうる限りの感染防止対策の徹底

(開催前の対策)

- ・参加者には次の注意事項を事前に周知すること

- ▼感染拡大している国への訪問歴が 14 日以内にある方は参加を自粛するように呼びかけること
- ▼発熱や咳等風邪症状がみられる方は参加自粛を呼びかけること
- ▼高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方には、参加自粛を促すこと。
- ▼参加したイベントで感染が発生した場合、保健所などの聞き取りにご協力いただくこと

(開催時の対策)

- ▼参加者への手洗いを推奨すること
- ▼施設利用者（主催者・参加者）は検温を実施すること
- ▼①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
 - ②密集場所（多くの人が密集している）
 - ③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離で会話や発声が行われる）という3つの条件（3つの「密」）を回避するため、参加者同士の間隔を確保できる対応策を講じること
- ▼大声での発声、歌唱は、換気や間隔を確保したうえで実施すること
- ▼その他、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、室内の換気等）を講じること

新型コロナウイルス感染症に関する貸館対応基準

(令和5年3月13日～)

●利用にあたっての指針

亀山市新型コロナウイルス感染症対策本部の基準及び、三重県の指針に準じる。
なお、必要とされる事項について、市との協議の上改訂するものとする。

●貸出施設ご利用にあたっての条件

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の出ている都道府県からの利用者（主催者・参加者）がある場合は、イベントの自粛もしくは延期協力をすることができる。

※ただし、イベントの前に検査を実施し結果が陰性の場合は除く

※新型コロナウイルス等の感染について、当館で責任を負うものではありませんので、ご了承ください。

【参考】

◆国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

◆三重県の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

(※リンク <https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>)

◆新型コロナウイルス感染拡大防止に係る市主催イベント等の開催基準及びイベント等の中止などについて

(※リンク <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2020022600055/>)